

令和元年度幼稚園型認定こども園和光幼稚園重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|---------|----------------------------|
| 名 称 | 学校法人鹿児島竜谷学園幼稚園型認定こども園和光幼稚園 |
| 所 在 地 | 鹿児島市東千石町21-38 |
| 電 話 番 号 | 099-222-5693 |
| 代表者氏名 | 理事長 森田 順照 |

2 利用施設

| | |
|-------------------|---|
| 施 設 の 種 類 | 幼稚園型認定こども園 |
| 施 設 の 名 称 | 和光幼稚園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 鹿児島市東千石町21-38 |
| 連 絡 先 | 電話番号 099-222-5693 FAX 099-226-3148 |
| 管 理 者 | 園長 川口公男 |
| 対 象 児 童 | 満3歳児以上の小学校就学前児童 |
| 利 用 定 員 | <1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども 以外の児童 180人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする 児童 30人 |
| 1号認定児の 選 考 方 法 | 兄弟並びに未就園児教室に登録された場合、希望があれば、 優先する。その他の募集については、先着順である。 |
| 開 設 年 月 日 | 平成27年4月1日 |

3 施設の目的・運営方針

この幼稚園は、浄土真宗の精神にのっとり、教育基本法及び児童福祉法並びに認定こども園法の一部改正、その他の法令の示すところにしたがい、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、教育・保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長のために、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- (1) 幼児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、幼児とともによりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|----------|
| 敷地 | 敷地全体 | 1372.04㎡ |
| | | 園庭 |
| 園舎 | 構造 | RC造 |
| | 延べ面積 | 1063.83㎡ |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 職員配置数等 |
|-----|-----------|--|
| 保育室 | 年少少 2室 | まーがれっと組 担任1名 補助1・2名 ちゅーりっぶ組 担任1名 補助1・2名 |
| | 年少 2室 | うめ組 担任1名 補助2名 もも組 担任1名 補助2名 |
| | 年中 2室 | ひまわり組 担任1名 補助1名 すみれ組 担任1名 補助1名 |
| | 年長 2室 | ふじ組 担任1名 補助1名 さくら組 担任1名 補助1名 |
| | リズム室(遊戯室) | 1室 |
| | 園長室・図書室 | 1室 |
| | 給食室 | 1室 |

5 職員の設置状況

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|-------|----|---|
| 園長 | 1 | 園務をつかさどり所属職員を監督する。 |
| 主幹教諭 | 1 | 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 |
| 指導教諭 | 1 | 園児の教育・保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育・保育の改善のために必要な指導及び助言を行う。 |
| 教諭 | 8 | 園児の教育・保育をつかさどる。 |
| 常勤教諭 | 7 | 園児の教育・保育活動の補助に従事する。 |
| 非常勤教諭 | 10 | 園児の教育・保育活動の補助に従事する。 |
| 事務職員 | 1 | 経理及び庶務をつかさどる。 |
| 栄養士 | 1 | 園児の発達段階に応じ、園児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。 |
| 調理員 | 3 | 調理業務に従事する。 |
| バス運転手 | 3 | スクールバスの運転及び園環境整備並びに園児の安全確保に従事する。 |
| バス添乗員 | 4 | スクールバスの添乗及び教材作成等に従事する。 |

※ 当園では、添乗員を配置し、全ての教職員が園児の登園や降園を保育室や園庭で迎え、送り出すことができるようにしています。

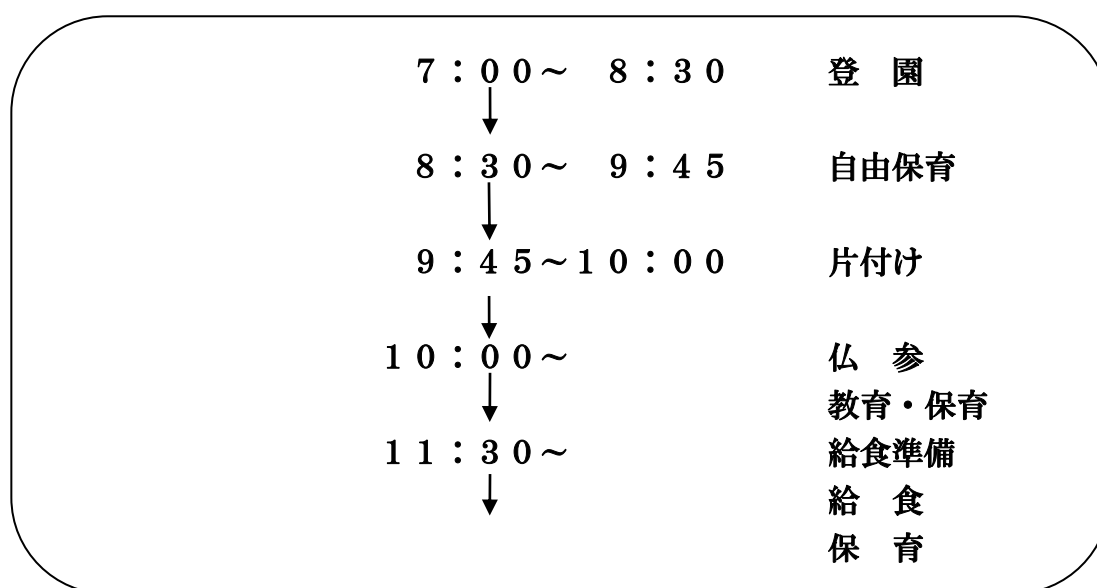
＜各職種の勤務体系＞

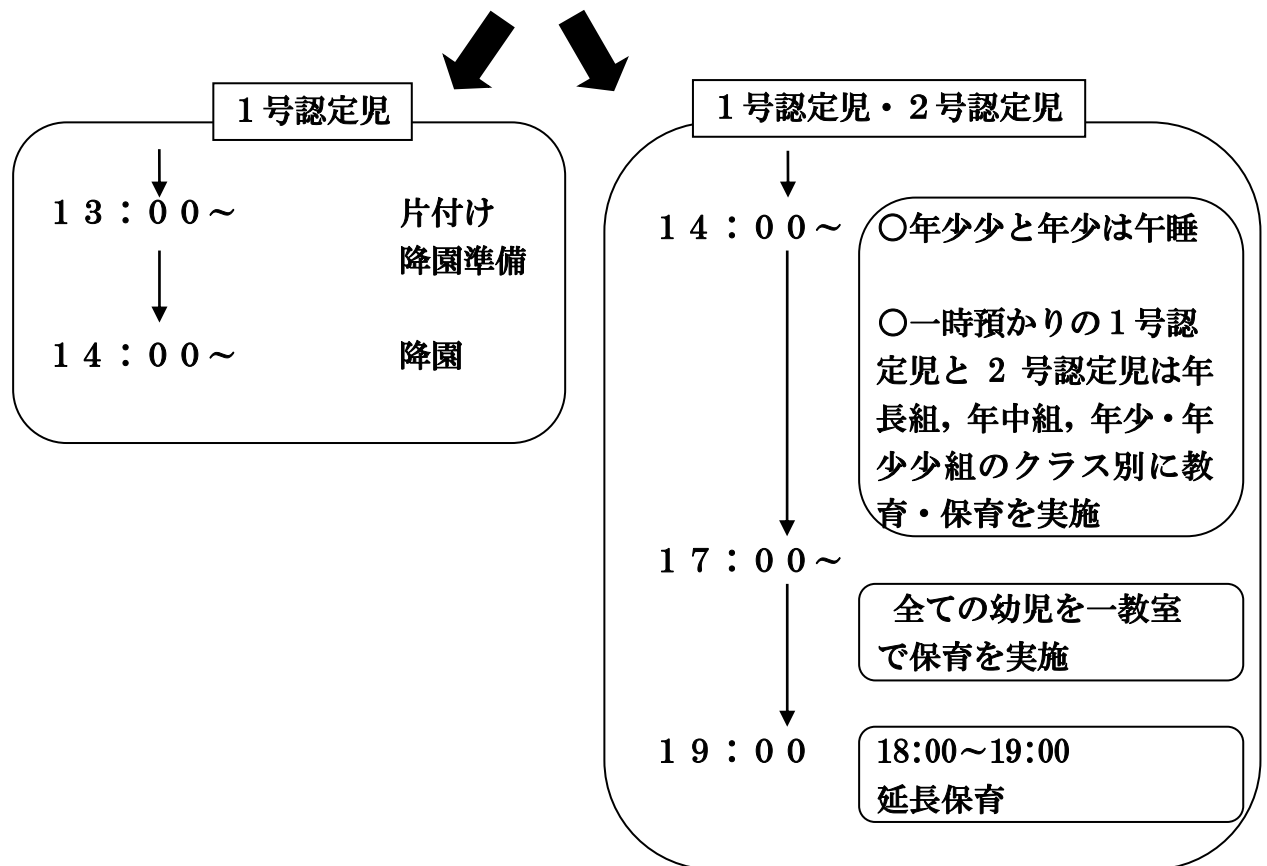
| 職 種 | 勤 務 時 間 |
|-----------|---------------------------|
| 園 長 | 7：00～19：00 状況に応じて対応 |
| 主 幹 教 諭 | 7：00～19：00 状況に応じて対応 |
| 指 導 教 諭 | 7：00～19：00 状況に応じて対応 |
| 教 諭 | 7：00～19：00の中で8時間勤務のシフト制 |
| 常 勤 教 諭 | 7：00～19：00の中で8時間勤務のシフト制 |
| 非 常 勤 教 諭 | 7：00～19：00の中で週30時間未満のシフト制 |
| 常 勤 栄 養 士 | 7：00～19：00の中で8時間勤務のシフト制 |
| 調 理 員 | 9：00～15：30の中でシフト制 |
| バス運転手 | 7：10～ 9：40, 13：50～16：20 |
| バス添乗員 | 7：10～ 9：40, 13：50～16：20 |

6 幼児教育・保育を提供する日

| 1号認定児の休園日 | 2号認定児の休園日 |
|---|-------------------|
| 1 国民の祝日 | 1 国民の祝日 |
| 2 土曜日・日曜日 | 2 日曜日 |
| 3 春季休業日 4月 1日～4月 5日まで 3月26日～3月31日まで | 3 12月29日～翌年1月3日まで |
| 4 夏季休業日 7月21日～8月31日まで | 4 3月30日 |
| 5 冬期休業日 12月25日～翌年1月7日まで | |

幼稚園の1日





7 幼児教育・保育の利用時間

| 年齢区分 | 3歳から5歳 | |
|--------------------|-----------------|--|
| 保育認定 | 1号認定 | 2号認定 |
| 1 教育時間 | 4時間 | 4時間 |
| 2 保育時間 | 0時間 (別途徴収) | 8時間(教育4時間) 11時間<教育4時間> |
| 3 一時預かり (延長保育含) | 利用可能 (別途徴収) | (別途徴収) |
| 4 開園時間 | 7時から19時(最長12時間) | |
| 5 教育時間 | 10時から14時 | 保育短時間 8時間 10時から18時(最長8時間) 保育標準時間 11時間 7時から18時(最長11時間) |
| 6 共通時間 | 10時から14時<4時間> | |

※ 運動会、お遊戯会、音楽会は日曜日

最終登園時間：9時30分

バス通園児以外は、都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上述7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 体育教室（毎週木曜日）

(3) 毎日E T V「えいごであそぼう」視聴10分

(4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

（2号認定児は、朝のみの利用可能です。）

(5) 食事の提供

1号認定児は月曜日～金曜日、2号認定児は月曜日～土曜日

（1号認定児の土曜日の一時預かりの給食は200円徴収いたします）

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 保育料等

(1) 入園時の経費

ア 入園手数料 2,000円（入園申込書提出時に納入）

イ 保育用品代（個人用） 5,000円程度（入園後に集金）

ウ 制服・帽子・かばん代ほか 25,000円程度（面接時に注文）

(2) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

| 保育料 | | 金額 | 納期 |
|---------|------|--|--|
| 満3歳から5歳 | 1号認定 | 鹿児島市が定める額 限度額 23,000円 0.5（11,500） | 毎月10日まで （所得に応じ市が定めた額） 途中の入所の場合は、 日割でなく月額保育料 |
| | 2号認定 | 鹿児島市が定める額 限度額 30,300円 0.5（15,100） | |
| 2歳児 | その他 | 20,000円（給食費を含む） （鹿児島市私立幼稚園協会が定める保育料の基準額） ※ 一時預かり事業 | |

《保育料の減免》

- ア 教育標準時間認定の1号認定の子どもは、満3歳から小学校3年生までの範囲で第1子を1.0、第2子を0.5、第3子以降は無料とする。
- イ 保育認定の2号認定の子どもは、満3歳から年長までの範囲で第1子を1.0、第2子を0.5、第3子以降は無料とする。

《保育料の納入》

- ※ 毎月10日に通帳から引き落とされます。(10日が休日の場合は翌日)ただし、4月分の保育料は4月20日(金)に引き落とされます。
- その他：父母の会費、体育教室代、スクールバス代、給食費、アルバム代(年長のみ)

(2) 給食費(月額)

- 1号認定児 3,700円
2号認定児 600円(主食費)
2歳児体験児 0円

(3) スクールバス代

往復 1,400円(片道 700円)(降園バス利用は1号認定児原則)

(4) 父母の会費 500円

(5) 体育教室代 250円(2歳児体験児, 満3歳児不用)

(6) 一時預かり保育料

- 平日(14:00~18:00) 200円
延長(18:00~19:00) 150円(1・2号認定児)
休業日・土曜日600円(含給食費含)2週間前：翌月分出席確認
午前200円, 午後200円

10 入園・退園・休園

(1) 入園

幼児が入園しようとするときは、幼児の保護者から所定の入園願書に入園手数料を添えて園長に提出する。

(2) 休園

幼児が休園しようとするときは、その保護者からその旨を届けるものとする。

(3) 退園

幼児が退園しようとするときは、退所届及び支給認定変更(取消)申請書兼変更届を幼稚園を経由して、居住市町村に提出する。

なお、支給認定の取消及び変更の場合、支給認定証を居住市町村に返却する。

また、学園様式の退園届を幼稚園に提出する。

11 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 幼児が小学校に就学したとき
(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定

により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 植村病院 |
| 医 院 長 名 | 植村健 |
| 所 在 地 | 草牟田1-4-7 |
| 電 話 番 号 | 099-222-6925 |

(2) 歯科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 仲町歯科 |
| 医 院 長 名 | 牧角新蔵 |
| 所 在 地 | 中町3-12-1-2 |
| 電 話 番 号 | 099-226-6888 |

(3) 薬剤師

| | |
|---------|--------------|
| 名 称 | 済生会鹿児島病院 |
| 薬 剤 師 名 | 山王菜穂子 |
| 所 在 地 | 南林寺町1-11 |
| 電 話 番 号 | 099-223-0101 |

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

社会福祉法第82条の規定により、幼稚園型認定こども園和光幼稚利用者からの苦情・相談等に対応する体制を整えています。

| | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|----|-------|
| 当園 ご利用相談窓口 | <table border="1"><tr><td>受付担当者</td><td>主幹</td><td>三月田智子</td></tr><tr><td>解決責任者</td><td>園長</td><td>川口 公男</td></tr><tr><td>第三者委員</td><td>理事</td><td>伊地知証明</td></tr></table> | 受付担当者 | 主幹 | 三月田智子 | 解決責任者 | 園長 | 川口 公男 | 第三者委員 | 理事 | 伊地知証明 |
| | 受付担当者 | 主幹 | 三月田智子 | | | | | | | |
| 解決責任者 | 園長 | 川口 公男 | | | | | | | | |
| 第三者委員 | 理事 | 伊地知証明 | | | | | | | | |
| | <p>① 相談・苦情等は、面接・電話・書面等により、受付担当者宛て申し出てください。随時受付ます。</p> <p>② 第三者委員に直接申し出ることもできます。</p> <p>③ 受付担当者から報告を受けて、解決責任者、または第三</p> | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>者委員が解決に向けての対応をいたします。</p> <p>④ 相談・苦情等については、守秘義務を厳守いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>利用時間 8：30～ 18：30</p> <p>電話番号 099-222-5693</p> <p>F A X 099-226-3148</p> </div> |
|--|---|

1 5 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎学期1回以上実施します。 |

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--------------|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 負傷、疾病、障害、死亡 |
| 保険金額 | 200円 |

その他「幼稚園賠償責任保険」「幼稚園団体傷害保険」「体験入園児傷害保険」「スクールバス傷害保険」に加入しています。

園管理下の事故に係る病院での治療費等多少にかかわらず、全て園または保険会社で全額負担いたします。また、日本スポーツ振興センターは10年間にわたり治療費、入院費、後遺傷害見舞金等を支給してくれます。

1 7 園内での与薬

職員による与薬については、医療行為にあたるために原則として禁止されています。しかし、医師が処方した薬で、医師の指示でやむを得ず教育・保育時間中に与薬が必要な場合に限り、提出していただいた「与薬依頼書」に基づいて取扱います。

1 8 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

同 意 書

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

学校法人竜谷学園
幼稚園型認定こども園 和光幼稚園
園 長 川口公男

私は、本書面に基づいて幼稚園型認定こども園和光幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和元へ年 月 日

保護者住所 _____

幼 児 氏 名 _____

保護者氏名 _____ 印

幼児から見た続柄 _____